

# 東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正及び意見募集の実施について

令和 2 年 10 月 28 日

原子力規制庁

## 1 経緯

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 2 第 1 項の指定を受け、特定原子力施設として廃炉に向けた作業が行われている。

廃炉作業の一環として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、瓦礫等固体廃棄物の性状把握等を行うため、東京電力福島第一原子力発電所敷地内に分析研究施設（第 1 棟）の設置を進めている。これについて、平成 29 年 3 月、東京電力は、原子炉等規制法第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可を受けた。

なお、原子力機構は、同敷地内に燃料デブリの性状把握等を行うための分析研究施設（第 2 棟）を設置する計画であり、これについても、東京電力から当該実施計画の変更認可申請がなされ審査中である。

原子力機構では、分析研究施設（第 1 棟）における瓦礫等固体廃棄物の分析において、微量の放射性同位元素を標準試料として取り扱う計画であることから、今般、原子力機構及び東京電力から、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第 3 条第 1 項に基づく使用許可等の手続について行政相談を受けた。

## 2 放射性同位元素等規制法上の技術基準適合性

分析研究施設（第 1 棟）における分析においては、瓦礫等固体廃棄物に放射性同位元素が添加されることから、原子炉等規制法に基づく特定原子力施設に係る実施計画の認可とは別に、放射性同位元素等規制法第 3 条第 1 項の使用の許可が必要となる。

放射性同位元素の使用については、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 14 条の 7 第 1 項第 3 号及び放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年科学技術庁告示第 5 号。以下「数量告示」という。）第 10 条第 2 項第 1 号の規定により、使用施設に、事業所境界の実効線量を 3 月間につき 250 マイクロシーベルト以下（数量告示で定める線量限度）とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることが許可の基準となっている。これにより、当該事業所における放射性同位元素の使用に伴う放射線によるリスクが一定水準以下となるよう規制されている。この場合において、数量告示第 24 条の規定により、実効線量の算定から除外できるものは診療及び自然放射線による被ばくのみとなっている。

東京電力福島第一原子力発電所敷地内においては、自然放射線以外の同発電所事故により放出された放射性物質から発生する放射線により、事業所境界の実効線量が数量告示で定める線量限度を超えている状況にある。

東京電力福島第一原子力発電所敷地内の分析研究施設（第1棟）において放射性同位元素を用いた分析を行うことは廃炉作業に必要であるところ、同敷地内に存する放射性同位元素等規制法に基づく事業所についても他の場所と同様、当該事業所における放射性同位元素の使用に伴う放射線によるリスクそのものが一定水準以下となるよう規制すれば足りることから、同敷地内の実態を踏まえた事業所境界の線量限度とする規定を設けることとしたい。

### 3 原子力規制委員会告示の改正

#### (1) 改正案（別紙参照）

東京電力福島第一原子力発電所敷地内に設置される施設において、放射性同位元素等規制法に基づいて放射性同位元素等を取り扱う場合には、その事業所境界の実効線量の算定は、当該施設で取り扱う放射性同位元素等から発生する放射線による被ばくについて算出するものとし、別紙のとおり、数量告示第24条に第2項を新設して、これを規定するための改正を行うこととしたい。

#### (2) 施行期日

公布日から施行

### 4 意見募集の実施

本委員会において了承が得られれば、別紙の改正案について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、意見募集を実施することとしたい。

#### (意見募集期間（予定）)

令和2年10月29日（木）～12月3日（木）（36日間）

### 5 放射線審議会への諮問

意見募集の終了後、意見募集の結果を踏まえた改正案を原子力規制委員会に諮った上で、放射線審議会へ諮問することについて諮る。

### 6 今後の予定

日程（予定）	会議等	備考
令和2年12月	原子力規制委員会	意見募集結果の説明、回答案及び改正案の審議、改正案について放射線審議会へ諮問することの了解
令和2年12月 ～令和3年1月頃	放射線審議会	改正案について諮問 改正案について答申
令和3年2月	原子力規制委員会 公布・施行（告示改正）	改正案について決定

電子政府の総合窓口（e-Gov）のサービス停止期間（11月18日（水）12:00～11月24日（火）9:00）を含む。

○原子力規制委員会告示第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を改正する告示

平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。この号において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げていて、改正前欄にこれに対応するものを掲げて

いないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>（線量等の算定における除外等）                  第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。ただし、次に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>2   福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十二番地所在の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の敷地内にある工場又は事業所に設置される放射線施設（規則第一条第九号に規定する放射線施設をいう。）について、第十条第二項第一号に規定する実効線量を算定する場合には、当該放射線施設において取り扱う放射性同位元素、放射線発生装置又は放射性汚染物（規則第一条第二号に規定する放射性汚染物をいう。）から発生する放射線による被ばくについて算出するものとする。</p>	<p>（診療上の被ばくの除外等）                  第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

参照条文

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）（抄）  
（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

（使用の許可の基準）

第六条 原子力規制委員会は、第三条第一項本文の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 使用施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 四 その他放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないこと。

（廃棄の業の許可の基準）

第七条 原子力規制委員会は、第四条の二第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 四 その他放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないこと。

（使用施設等の基準適合義務）

第十三条 許可使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 許可廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）（抄）

（使用施設の基準）

第十四条の七 法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 使用施設には、次の線量をそのそれぞれについて原子力規制委員会が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

イ （略）

ロ 工場又は事業所の境界（工場又は事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、工場又は事業所及び当該区域から成る区域の境界）及び工場又は事業所内の人が居住する区域における線量

四～九 （略）

2～6 （略）

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年科学技術庁告示第 5 号）（抄）

（遮蔽物に係る線量限度）

第十条 （略）

2 規則第十四条の七第一項第三号に規定する同号ロに掲げる線量に係る線量限度については、次のとおりとする。

一 実効線量が三月間につき二百五十マイクロシーベルト（次号に該当する場合を除く。）

二 病院若しくは診療所（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設を除く。）の病室又は同条第二十九項の介護医療院の療養室における場合にあつては、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト

（診療上の被ばくの除外等）

第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二条の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（抄）

（特定原子力施設の指定）

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置（同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。）を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状態に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設（以下「特定原子力施設」という。）として指定することができる。

2・3 （略）

（実施計画）

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた特定原子力事業者等は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3～8 （略）